

教育基本法案特別委員會議事速記錄第七號

付託議案
○學校教育法案

昭和二十二年三月二十六日(水曜日)
午前十時二十三分開會

○委員長(吳齋今國吉君) 開會致
ます、前回で高等学校に關する御質問
は大體済んだと考へますから、本日は
第五章大學に付きましての御質問を御
願ひ致ります。

○羽田享君

ら七十條迄規定を設けてあるのです

如きものに相當するやうな何か規定を
御出じてなる貴りでござ、ませうが、

御出しはたる程りでございませぬか
如何でございませうか

○政府委員(新木寧弘君) 大學の方の
點に付きましては、附則で、現行大學令

は廢止されて居ります、其の他帝國大學令の方は廢止致しませんで、現行で

残つて居るのであります、其の他に

一應出すことを考へて居りませぬが、准大學の場合に、大學設置委員會に付

時大學生の場合、大學生議會委員會は作
きましての事項は、六十條で「命令で

ります、是は大體新に政令を以ちまし

て規定する積りであります、其の他に付きましては、勅令に相當するやうな

ものは考へて居りませぬ
○羽田享君 それでは帝國大學令は現

にある譯でありますて、其の上に是が
序はれると教しますと、五十八條こは

「大學には學長、教授、助教授、助手及
事務員を置く」といふ。

「事務職員を置かなければならぬ」と云ふことになつて居りますが、帝國

第四部第十類 教育基本法案特別委員會議事速記錄第七號

昭和二十二年三月二十六日【貴族院】

○政府委員(効木寧弘君) 講座制の存續に關して、帝國大學等に付きましては、今所廢止する意思はございませんが、此の法律で講座制をはつきりすると云ふことは、各私立大學その他に付きましても、必ずしも講座制を採用しなくてもいゝんだやないかと云ふので、法律には規定致しませぬ、講座制の存續如何は、帝國大學に付きましては、色々御相談の上決定致したいと思います。

○羽田寧弘君 第六十八條に、學位の規定があります、「博士その他の學位を授與することが出来る。」それから次に「博士その他の學位に關する事項を定めるについては云々」とあります。が、學位は博士ばかりでなく、他の學位も御考へになつて居るのでございませんか。

○政府委員(効木寧弘君) 是は大體、大學を卒業しますと學士と云ふ稱號を與へまして、それから大學院に居りまして、又其の他の方法に依りまして博士號を得るものと、此の二つの段階の間に、一定の年限を大學院に於て修了致しますと、それに特別の一つの稱號を與へたらどうかと云ふことで、其の稱號は確定は致して居りませぬが、一應其の中間的なものを豫想致して居るのでございます。

○羽田寧弘君 それから第五十九條に關聯しまして、「大學には、重要な事項を審議するため、教授會を置かなければならぬ」と云ふことであります。が、今は御承知の通りに、教授會以外に、

大學全體の事項を審議するために評議會と云ふものをして居る譯であります、是は此の法律に謳つて居られないでござりますが、之に付てはどう云ふ御考へでありますか。

○政府委員(効木寧弘君) 實は大學の教授會に關しましては、一應最初は、大學の一般に入りまして、先にも御答へ致しましたが、一應勅令の形式のやうなものを考へて見ようと云ふ氣持でありますて、例へば教授會等に付きましてはさう云ふ規定に譲つたらどうかと云ふ考を實は持つて居たのであります、處が所謂大學に關しまして必要なことは全部法律で決めるべきで、其他のことは勅令と云ふ形式で出すことは避けべきだと云ふ結論になりまして、それでは最小限度のものだけを何か教授會と云つたやうなものを規定致す必要があると考へましたのであります、其の結果、各大學の全部に一應共通すると考へられますのは教授會と云ふものであります、茲に其の點だけを規定致したのであります、其の他色々の綜合大學に於ける全般的な行政機關と申しますか、諮問機關と云ふやうなものに付きましては「一切を擧げまして、各大學の自由なる設置に御任せする」と云ふ態度を執つたのであります、唯現在帝國大學に於きましては、帝國大學令の第五條に「評議會ヲ置キ各學部長及各學部ノ教授二人以内ヲ以て之ヲ組織ス」とございまして、帝國大學令が其の通りずっと存續致すのでありますから、帝國大學に付きましては是

が尚生きて行く譯であります、尙帝國大學令を改正する場合に於きましても、評議會等に付ては何等かの規定を設けたいと考へて居ります、帝國大學に關しましては差支ないと思ひます、帝國大學以外のものに矢張りそれを強制することはどうかと考へまして、一般には評議會の規定は設けなかつたのでござります。

○羽田享君 一應是で私の質問を終ります

○荒川文六君 先程御答の中の附則の九十四條の廢止令の中に帝國大學令が入つて居らない、是は氣が付いて居りましたが、それは帝國大學と云ふ名稱が變るかも知れないけれども、あゝ云ふやうな緊張り法令が將來もすつと出来行くと云ふことでございませうか

○政府委員(劍木寧弘君) 帝國大學令を改正致しませぬ理由は、帝國大學令は一面官制のやうな作用を致すものでございまして、其の意味合に於きましては之を官制……色々な點を考慮致まして、其の際でないと之を廢止する譯には行かないと思ひまして、一應存續致したのでございます

○荒川文六君 さうすると、將來學校教教法と並んでさう云ふものは何等かの形でずっと生きて居ると云ふ譯なんですが、ござりますね、當分あれは残して置いて、將來は止めてしまふと云ふ意味ではないと云ふ風に了解致しましたが、それで間違ひないのでございま

とか、其の他の色々なことと關聯致しますと思ひますので、さう云ふものと十分將來睨み合せまして、斯う云ふ類似のものを存續するかどうかと云ふことを決定致したいと思ひます、現在の所では何等か斯う云ふ意味合のものを存置する必要が帝國大學に付てはあるのではないかと考へて居ります。

○荒川文六君　此の第五章をずっと讀みますと、五十三條に「大學には數個の學部を置くことを常例とする。」と云ふことで、綜合大學と云ふことが建前に大學生と云ふものが建前に大學生と云ふ風に取られます、併し一應斯う云ふ風に取られます、併し特別の必要のある場合には一個の學部を置くことも出来る、所謂單科大學と云ふものを認められて居るものと思ひます、其の綜合大學と單科大學とでは同じ大學と云ふ名前が付いて居りましても、實質上は非常に違ひがあるのではないかと思ふのであります、が、從つてそれの構成に付ても學長、教授、助教授と云ふものが單科大學に於てはそれでも宜いかも知らぬかと思ひますが、綜合大學に於ては、是が是だけでは、先程羽田委員から御話の中にありましたやうに、どうも現在の状態から見ても、又將來のことを考へても不十分ではなからうかと思ふのであります、綜合大學と單科大學とを同じやうに取扱ふと云ふことが一體將來うまく行くものでございませうか、そこに私は疑惑を持つて居るのでありますか、さう云ふことに付ての御見透しはどうでございませうか

事實でございまして、實は大學の學長と云ふ名稱で統一することに付きましても、私共と致しましては、大體矢張り綜合大學に於きましては、各學部が一應單科大學に相當すべきものでございまして、それを綜合致します學長は、矢張り學長の上に一應あるべきものだと云ふので、總長と云ふやうな名稱も存置致したかつたのでござりますが、此の點に付きまして、單科大學とか綜合大學に付きまして一つの階級的な見方をすると云ふことが、どうしてもいけないと云ふ結論になりまして、規定の上では、如何にも單科大學と綜合大學とを同じような取扱に致すやうなことになつて居るのでございます、併し唯大きな單科大學と綜合大學の相違點は、其の綜合大學に大學院を大體置くと云ふことに依りまして、相當事情は違つて來ることになると考へるのをございます

は、非常な無理があるのではなからうかと思ふのでありますし、其の點に於て、此の第五章の規定がどうも物足りないやうに感ずるのであります、併し今之をどう修正すると云ふことは事實上出來ませぬから、將來に於てさう云ふ所を一つ御考へを願つて置きたいと思ふのであります、それからもう一つ、今大學院の話が出ましたか、此の法案を見ますると云ふと、大學院と云ふものは必ずしも綜合大學ばかりでなく、單科大學でも之を設けることが出来るやうになつて居るのではありますんでせうか。

て、それよりも精深な程度に於て特別の事項を教授すると云ふ、さう云ふ制度を大學に設けることを認めたのでござりますが、大學院と根本的に違ひますのは、大學院は先にも申上げましたやうに、一定の年限を修了致しますとそれに一つの學士と博士との中間に存在しますやうな一つの稱號と云ふものを豫定して居るのでございまして、矢張り大學を卒業した者に學士と與へると言つたやうなことを考へて居るのでござります、專攻科の方は全然さう云ふものを考へて居ないのであります、其の點に於て大學院とは性質上違つて居ると申すことが言へると思ふのであります

○政府委員(鈴木寧弘君) 大學に付きましては御説のやうに大體五十二條で目的を明示致しまして、其の他に關しましては、大體大學の自由に任せること云ふことでござりますが、只今申しました大學の設置基準と云ふものに付きましたは、例へば法科とか工科と云ふものに付きまして、其の大體の編制を豫想致しまして、其の編制に付て色々な設置基準と云ふやうなものを、現に研究して居るのでございまして、設置基準には或程度の編制上の基準を考へて居る譯でございます

○荒川文六君 大體御話で分りましたやうですが、今の設置委員會と云ふのは第六十條に其の内容が出て居るやうでございますが、是は大學の設置の時に認可するかしないかと云ふことに關することのやうに見えますが、大學も既に出来て居つて、學科課程を或は授業の制度を變えようと云ふやうな場合も、矢張り斯う云ふ委員會に諮問されることになると云ふ譯なのでございませうか

○政府委員(鈴木寧弘君) 大體設置委員會に掛けます場合に於ては、設置の認可の場合だけを一應豫想致して居るのでございますけれども、大學に關する色々重要な事項に付きましては矢張り諸問題と致しまして、設置委員會に色々の點も掛けて行く必要があると考へて居ります

○荒川文六君 もう一つ伺ひたいと思ひますが、先程羽田委員からも御尋ねになりましたが、今現に帝國大學に評議會と云ふものがありますが、是は將來帝國大學の名が變つて、或は國立大學、或は國立綜合大學と云ふやうな名になるかも知れませぬが、假りに評議會

と云ふものが、さう云ふ性質のものが残されるだらうと云ふ話でありますて、唯私立の大學に於ては、現在では評議會と云ふものがなくして、學校の經營とか經理の問題は、例へば理事會とか、何とか、云ふものでやつて居るやうであります、さう云ふことは矢張り其の大學生歴史とか、或は從來のやり方とか、さう云ふ風な形式を探つてやることも出來ると云ふ譯でございませうか。

○政府委員(鈴木寧弘君) 大學全般の綜合大學としての運営に付きまして、根本的な機關を私立學校等に於きまして新たな形態で御作りになると云ふことは自由であると考へるのでございますが、唯大學の自治と云つたやうな面から申しまして、少くとも教授會は設置する必要があるのぢやないかと考へまして、さう云ふ風な譯で教授會だけの規定を、一應置いた譯でございます。

○荒川文六君 ちよつともう一つ今の御話に續いて伺いたいと思いますが、教授會と申しますのは、大學全體の教

授を含めた協議會と云ふ意味でございませうか、從來は帝國大學などでは、

さう云ふ教授會はなくして、各學部の教授會と云ふことになつて居つたのでござります、是はどう云ふ風に解釋したら宜しいでありますか。

○政府委員(鈴木寧弘君) 此の規定を斯う云ふ風に致しましたやうに、最初は是

つと申上げたら御了解になると思ひます、先程申しましたやうに、最初は是

は斯う云ふことを決めませんで、勅令が何かで規定したいと考へたのであります、勅令で規定することは全然大

學に付てはいけないことになりました

ので……、是は教授會に付ては相當詳細に勅令で規定致さうと致しまして、教授會に於て諸るべき事項であるとか、或はそれを各學部毎に置くとか、さう云つたやうなことを詳細に規定しようと致したのでござります、それに付きましては關係方面の了解を得たのをございますが、併し教授會に付きまして、さう云ふ詳しい規定を致しますことは、却て法規の上から申しまして、又大學教授會に取つて非常に拘束するやうなことになりますので、唯此處では教授會の行き方とか、さう云ふことで茲に規定致したのであります。

○政府委員(鈴木寧弘君) 今度の六・三・三・四の建前は、例へば高等學校に於きましても、大學に入學するに最適な課程を置くことは、高等學校として豫想致して居りますけれども、それが當然或る大學に入つて行くも適當なる課程でござりますと今この教授會と云ふのは、大學の規定の中に適當にさうしたものを見定すると云ふことになつて來るでありますか。

○政府委員(鈴木寧弘君) 左様でございます

○荒川文六君 一應私は是で終りますが、私も大學に付て御尋ね致しますが、前申上げる大學は矢張り國家が之を必ず設置すべきものと云ふやうな建前でございますか、其の點

が矢張り法文の上にはつきりしない、大學は必ず設置しなければならぬ、斯

う云ふ譯でありますか

○政府委員(鈴木寧弘君) 矢張り高等

學校の場合と同様に、大學に付きまして、國家に設置義務と云ふものを

規定は致して居ないのでありますけれども、併し法の全般的な精神と致しまして、國が日本の文化の向上發展を圖る責任がある限りは、それを義務付け

ませぬでも、當然に矢張り國の責任と云ふことは豫定されて居るのでござい

ます

○佐々木惣一君 國の責任が豫定され

て居ると云ふことはちよつと法律的説

明としては如何がと思ひますけれども、法文の解釋では高等學校は國家は必ず設置しなくても宜いと云ふ解釋な

んですね、それから次に御尋ね致しま

すが、學部と云ふものに對しまして大

きくことが出来るのでせうか

○政府委員(鈴木寧弘君) 今度の六・三・三・四の建前は、例へば高等學校に於きましても、大學に入學するに最適な課程を置くことは、高等學校として豫想致して居りますけれども、それが當然或る大學に入つて行くも適當なる課程でござりますと今この教授會と云ふのは、大學の規定の中に適當にさうしたものを見定すると云ふことになつて來るでありますか。

○政府委員(鈴木寧弘君) 左様でござります

○佐々木惣一君 先刻の詰り何です

○佐々木惣一君 先刻の詰り何です

○佐々木惣一君 先刻の詰り何です

○佐々木惣一君 分りました

○佐々木惣一君 其の御趣旨は分つたのですが、ちよつとをかいですけれども……それから五十八條の四項に教授の任務は「教授は、學生を教授し、その研究を指導し、又は研究に從事する」とあります、之を言葉通りにとりますと云ふと、今の大學生の教授の職責の一部であるけれども併しながら重いと思つて居る所の學問の研究に從事する云ふことが、ひどく軽くなるやうに思ひますが、如何なものでありますか、「又は」とすると、研究に從事しないでも宜いと云ふことになりますが、どう云ふことになりますか。

○政府委員(飼木寧弘君) 其の點は尤もと思ひますが、併し大學教授として

學生を教授し、其の研究を指導する意

味に於きまして、學生教授自身の關係

に是だけを規定致したと致しまして、

教授自身が研究を致しますと云ふこと

は從來と同じやうに重要なことを考へ

る所以であります、唯是だけを規定致し

ますと、例へば研究所の教授で事實問

題として研究のみに從事されまして、

教授されて居ない方が入らないやうに

なりますので、さう云ふ研究のみに從

事されて居ります研究所の教授も認め

ると云ふ意味に於きまして、斯う云ふ

規定を致したのでござります。

○佐々木惣一君 研究のみに從事する

教授、從來通俗の言葉で言つて居ります

と云ふ教授も認めるに於きまして、斯う云ふ

教授も認めるに於きまして、斯う云ふ

譯ですね。

○政府委員(飼木寧弘君) 此の點に付

きましては、大學のあり方に付て研究

教授を認めないと云ふ意見も從來ござ

いましたが、現在研究所に於きまして

は研究のみに從事されて居る教授もあ

りますので入れたのでござります

○佐々木惣一君 別に研究所と云ふやうなことにならないでも、そこに研究所と云ふことは書いてありますねから、研究所を設置して居ない大學に於ら、研究所を設置して居ない大學に於て研究だけに從事すると云ふことは許される」とありますか、

○政府委員(飼木寧弘君) 是は矢張り

さう云ふ研究教授を研究所の教授以外

に認めるかどうかと云ふことは、非常

に色々な問題がある點だと思います、

それで其の點に付きましては、各大學

當局とお話の上、實際上置くかどうか

と云ふことは決定して戴きたいと思ひ

ます。

○政府委員(飼木寧弘君) 大學の程度

の差はあります、特に大學の教授

も宜いと云ふことになりますが、どう

云ふことになりますか。

○佐々木惣一君 別に研究所と云ふや

うなことにならないでも、そこに研究

所と云ふことは書いてありますねか

から、研究所を設置して居ない大學に於

て研究だけに從事すると云ふことは許

される譯でありますか

○佐々木惣一君 別に研究所と云ふや

うなことはもう當然に教授が研究される

と云ふことと一體になつて居るのぢや

ないかと考へるのであります

○佐々木惣一君 私の御尋ねました

のは、學生の教授、對學生の問題、そ

れが爲に研究するのは言ふ迄もないこ

とですけれども、併しながらそれだけ

でなしに、學問を研究すると云ふこと

は起る時に、大學教授と云ふものは學

問の研究と云ふことをやると云ふこと

居りますが、其處が變更するかどうか

と云ふことであるのですけれども、そ

れは常に大學に關する色々な問題が起

る、取締り、其の他官憲、色々な問題

が起る時に、大學教授と云ふものは學

問の研究と云ふことをやると云ふこと

が本來の任務の一つだと云ふやうなこ

とを前提として、色々な問題が解決さ

れて居るのです、それですからちよつ

と御尋ねするのですけれども、大體分

つたやうですけれども、其の點はさう

が、如何でせうか、それが常例とする

ますとどう云ふことになりますか、研

究科と云ふと、私は矢張り講義をせ

なくてはならぬかも思はれるのです

ます。

○佐々木惣一君 数個の研究科と申し

ますとどう云ふことになりますか、研

究科と云ふと、私は矢張り講義をせ

なくてはならぬかも思はれるのです

ます。

○佐々木惣一君 現行に於きまして

大學院は、例へば或科目を以て大學院に出願する、入

學を許す、それに付て指導教授と云ふ

ものも、個人指導も出來ると考へて居り

ます。

○佐々木惣一君 現行に於きまして

大學院は、例へば或科目を以て大學院に出願する、入

學を許す、それに付て指導教授と云ふ

ものも、是は無論決つて居るのだけ

れども、併し所謂研究科と云ふやうな

率直に理解する意味の研究科と云ふも

のは、今日の大學院には餘りないやう

に考へて居りますが、今日のことほど

ふものは、是は無論決つて居るのだけ

れども、併し所謂研究科と云ふやうな

ものは、今日の大學院には餘りないやう

に考へて居りますが、今日のことほど

ふものは、是は無論決つて居るのだけ

れども、併し所謂研究科と云ふやうな

○佐々木惣一君 現行の大學では、まだ國家の制度として一般大學に通する規定がある、それは大體勅令に依つて出來て居る、其の勅令に基いて文部省令と云ふものがある、其の勅令及び文部省令と云ふやうなものに準據して又各大學で規定を設ける、此の各大學でと云ふのは、文部省令とか勅令で作る大學一般的の規定と云ふものではないに、矢張り個々の大學生が規定を設けて居ると云ふのが今日の大學生ですが、其の關係は將來一般にどうなるのでありませうか、或は文部省令が出て規定を色々設けると云ふやうなことは將來止められる譯でござりますか

○政府委員(鈴木亮弘君) 此の大學生に付きましては、屢々申上げましたやうに設置基準と云ふものをもう一つ作りまして之に當嵌まるかどうか、と云ふことは、大學設置委員會で審査する譯でございますが、それに當嵌まるかどうかと云ふ以外に於きましては、他のことは一般的に大學で學則で決めらる、それに對して餘り細部のことを勅令では勿論決めませぬが、省令でも決めないと云ふ建前を執つて居ります

○佐々木惣一君 ちよつと今度は別のこと御尋ねして見たいと思ふのですが大學院卒業したる者には、中間的な、博士と學士との間の學位と云ふものが與へられる譯ですね、さうするとそれは今的大學院はさう云ふ意味の卒業と云ふ意味のものがないのでありますて、矢張り大學院に於ては、學位論文を提出し得る資格が大學院に居るから直に學士とか何とかと云ふやうなものを得ると云ふことになつて居りませぬ、先刻の御話では、今度は何か

○政府委員(剣木寧弘君) 左様でござります
○佐々木惣一君 さう致しますると、此の大學院の組織と云ふものに關し、數個の研究科と云ふやうなものに付て、非常に明確に規定して戴かなければいかぬのであつて、先刻來申上げた質問に對する御説明では満足出來ないやうに思ふのですが、研究科などと云ふものは謂はば學校と同じやうなものであつて、そこを卒業すれば當然に學位が貰へると云ふことが出来ると云ふことになりますれば、餘程研究科と云ふものは、御話のやうに漠然たるものではないと思ふですが、それからもう一つ學位のことですが、さう致しますと、將來學位令のことは無論御考になつて居ると思ひますが、是は其の大學院と云ふやうなものの卒業と無關係に學位を得ると云ふやうな方法をも御考になつて居りますか

いやうな者が、或大學に學位を請求するやうな論文を出して、さうして其の審査の結果學位を授與すると云ふことが今あるのであります。さう云ふことはどうなるかと云ふことがあります。

○政府委員(劍木亨弘君) さう云ふことを考へられると思ひます。

○佐々木惣一君 論理的に考へられると言ふことぢやなく、政府の御考はさう云ふことをもしよろと云ふ御考へかと云ふことです、政府の御趣旨を伺へたい。

○政府委員(劍木亨弘君) 今私共の研究致して居ります範圍に於きましては、さう云ふことを入れたいと考へて居ります。

○佐々木惣一君 それは大變賛成です、何も大學院とか、大學を出た以外の人が學位を貰へないと云ふことはいけないと思ひますが、それで學位に付きましたしては、今日は大學で審査請求しまして、其の上に更に文部大臣の認可と云ふことがあります。さう云ふことは將來どうなりますか、どう云ふ必要があつて其の認可と云ふとが要り、何を調べて居るのかそれを承りたいと思ひます。

○政府委員(劍木亨弘君) 今迄文部大臣の認可を要することになつて居りましたが、學位令改正の際は、さう云ふ認可を要しないことにしたいと考へて居ります、唯其の場合學位の名稱等であります。或大學の學位と云ふか、或は博士と致しまして全國的な名稱にするか、そこは研究を要する點と考へて居ります。

○佐々木惣一君 大學が審査する以外に何が學位を審査する機關に付て御考になつて居りませぬか、ざつくばらん

に言へば、今日は學位の授與は大學の獨占的のものになつて居る、大學の生徒は偉い人ばかりだから宜いやうだが、率直に申上げますれば色々な情實を行はれることがあると思ふ、大學の連中でも皆立派な者はかりでも必ずしも、特に大學の教授と聯關係を付けたり何かする者もある、私共は理想を述べ、大學とは無關係に學位を審査する機關を設けて、一つの大學生とは全然關係のないやうな人で、公平に審査を受け得るやうな機關か……或はそれのみが宜いかも知れませぬが、それでも、さう云ふものが大學以外に、學位を、審査決定し得るやうな方法があつたが宜いと、是は私個人の意見であります、さう云ふことに付ては何にも御考はありません。

言ふ人もありますて、それで私も申も申受けたのであります。が、必ずしも學位の授與に情實關係がないとは私は斷言出来ない、今御話では大學の權威と二ふやうなことを御考になつて居るやうに思ひます。が、大學關係としては有難いのであるが、學位と云ふやうなものは、或は學とか何とか言ふことでなく、國家公體として非常に重大なものであるから、大學がさう云ふ權限を持つのも宜いが、必ずしも大學のみにさう云ふ權限を獨占せしめる必要はないぢやないかと思つて居ります、是は此の法案の解釋には直接關係ないやうであります。が、將來學位のことに対する御考になつて、さう云ふ點も一つ御考慮願ひたいと思ふと、さう云ふ意味で申上げたのであります、次に學部の部長のことなんですが、教授の任免のことについては、さう云ふ點は何んもちよと申上げたいのであります。が、部長は現行法では御存じのやうに其の部の教授諸君が互選して、其の中から部長を出すと云ふことになつて居りますね、今度はさう云ふ點は何もちよと申上げたいのであります。が、どうして部長と云ふものを定めると云ふことになりますか

部のものが大學になり得ると考へて居りませぬし、又今あります専門學校の中で、大學には到底無理でござりますけれども、例へば裁縫とか家事とかを擧げて見ましても、さう云つたのは高等學校の四年或は五年の課程を経ます大學は普通の年限に致しまして、年限が從来よりも一年短縮になる譯でございまして、其の程度に於きましては、どうしても從來の大學よりも、程度は何と致しましても低いと云ふことは間違ひないと思ひます、其の意味に於きまして、大學の目的に於きましても、從來の大學生令にありました、學術の理論及び其の蘊奥を極めると云ふことは大學院の目的の中に入れまして、大學からは一應取除いたのでございます、今迄の専門學校だと、新制の大學に付て、斷言するのは非常に辛いのでござりますけれども、氣持と致しましては學術の深奥を極めるのは大學院であると云ふ風に考へて居ります。○坂田幹太君　さうすると今のやうな考へ方も餘り間違つて居ない譯でせう○政府委員(鈴木亨弘君)　左様でございます

ない、研究だけの教授を認めぬと云ふ意味を表はす爲に此の言葉を御使ひになつたのでせうか、どつちが主なのでせうか
○政府委員(飼木亭弘君) 私共は原則と致しましては、教授は學術を研究し、學生を教授し、其の研究を指導するとして云ふ風な決め方を初め致して居つたのでござりますけれども、さう致しましたと、今申されます研究ばかりをする教授がどうしても抜けて参りますので、一應佐々木先生の御指摘になりましたやうに、重々御話のやうな憾みは免れないと思ひますけれども、さう云ふ法制的に技術的な意味に於きまして、玆に持つて参つたのでございまして、御議論の點は色々規定の建前からあるかと思ひます

致して居りまして、研究のみに從事される教授が認められて居ないのでござります、唯研究所と言つたやうな所に居られまする教授は大體研究に専念され、授に付きましては、帝國大學に付きましては研究所を設置致します所の定員の關係がございまして、官制ではが決められるのでござります、將來學部に研究される教授を置くが如きことは、今後の矢張り問題と致しまして、大學御當局で以て必要を御認めになるならば、さう云ふ制度も官制上置かなければならぬと考へて居ります。

○子爵田中薫君 次の問題をちょっとと御伺ひしたいのですが、綜合大學等を設置する場合に、各學部が非常に地域的に離れて居ると云ふ場合、離れて居るものをお一つの綜合大學として纏めて、綜合大學を作ると云ふやうなことを御認めになるのでせうか、どうでせうか、例へば離れて居りまして、極端に離れて居る場合でなくして、一つの地域に散在して居ると言つたやうなものをを集めて綜合大學に對すると云ふやうなことを御認めになるのでせうか

○政府委員(鈴木弘君) 総合大學と言はれます限りに於きましては、大體地理的にも單一體として認められるやうな設備でありますことが極めて望ましいことだと考へます、併し事實の問題と致しまして多少地理的にも離れて居る場合、已むを得ず離れる場合もござりますし、又研究所でありますとか、色々な施設に付きましては、其の大學の存在場所が相當離れた時でも事實上必要な場合もございますが、必ずしも一箇所に纏めなければならぬと云ふこ

とは考へて居ないのであります
○子爵田中薫君 もう一つ最後に學科課程の問題であります
が、前に遡りますのですが、高等學校の
教科課程のちよつと少し細い問題に付
いて伺ひたいことは、此の御配付になりま
した印刷物の學科課程の中に地學と
云ふのがありますのですが、此の地學は
從來使はれて居る言葉でありますけれども、
余り多く使はれて居なかつた、例外的に使はれた言葉であります
地理とどう云ふ區別があるかと云
ふことは問題だと思ふのであります
が、文部省としては地學と云ふのはど
う云ふ意味に御使ひになつて居ります
か、それから之に對應する英語として
はどうなつて居りますのですか、それ
を伺ひたいのであります
○政府委員(稻田清助君) 大體地質或
は礦物又は自然地理斯う云ふやうなも
のを之に含めて居ります、或は又地球
物理學あたりにも關聯を持つて来るも
のだと思ふのであります、それに正確
に對應するものもございませぬけれど
も、例へば地理の問題では人文地理が
之に對應致します
○子爵田中薫君 従來地理と言ひます
と、極く普通の分け方で二つに分けて
人文地理と自然地理とに分けて居ります
が、地學は其の自然地理に相當する
と云ふ風に解釋して宜いであります
か
○政府委員(稻田清助君) そればかり
でなく、矢張り地質學でござります
ね、それから只今申しましたやうな地
球物理學申しますが、多少從來の自
然地理よりは廣いだらうと思ひます、
或は又礦物あたりも入るのであります
○子爵田中薫君 此の地學は聞く所に

依れば、フィッシュを地學と譯し云ふ風に少しどやないかとすのですが、すか
○政府委員(近英語の方は分りますが、云ふ課程のみられて居りますの半分の自然なつてしまついやうな氣がに代るものがないで又別に國民に申しますとなんですが、現の中には物理入つて居ります度の新しい行き方と相通じのやうに是の理、中心とクトの採り方は少系統立てと○子爵田中薦でさう決つて○政府委員(近關聯がありますます
○坂口康藏君すが、色々の御話の點で能に關係致しま

シカル・ジオグラフィーで、さうして内容をさう改めて御用ひになつたの云ふことを聞いて居ります 英語はどうなつて居ります
相田清助君) ちょっと私はなぜねが……
君 實は多少疑問なんで從來の地理は人文地理と此の學科課程に採入れして、さうしてもう一つ地理と云ふものが、どうたのか、ちょっと分らなするのであります、それ地學であれば非常に結構ども……
相田清助君) 是は経過的、勿論建て方は違つて居在の中等學校の物象、此と化學と、そから地學が地理は地理科に入つて居ります、今き方とさう云ふやうな行て居ると思ひます、御話中心となります、自然地しますが、今度のニニック達つて居りますから、多してはしにくいのです
君 前の物象からの経過居るのありますか
相田清助君) 多少そこにす
君 どうも有難うござい

いてありませんが、外には専攻科では一年以上とあります、是は政府當局のお考では、大學設置委員會に諮問して、それからお決めになると云ふお考へなのでありますか

○政府委員(鈴木寧弘君) 最初は大學院の修學年限は、設置委員會の御意見もありまして、二年以上と一應規定致しましたのでございますが、修了致しました者に一定の學位と云ふものを授けると云ふ意味から致しまして、どう云ふ年限内容を修了すればどう云ふ學位を授けるかと云ふことを確定致さない間は年限を決められないと云ふことで、一應此の年限は規定致さなかつたのでござります。

○坂口康藏君 能く分りました、もう一つ伺ひたいのであります、先程の御質問であります、専攻科と大學院との關係が御答辯に依りまして能く分りましたが、さう致しますと、斯う云ふ關係が大學から來た者は入校にいくと云ふやうなことが起りがちではないかと思ひますが、それに付てはさう云ふこととも大學設置委員會の方に諮問して實際にお決めになると云ふ御考でありますか

○政府委員(鈴木寧弘君) 大學院の入學に付きましては、矢張り如何なる大學生から參りましても、公平に入學考查をやりまして入れると云ふことに致したいと考へますが、唯之に付きましても、前にも申しましたが、例へば私立學校の者を澤山入れると云ふことはあり得るかと考へます

○坂口康藏君 私の質問はそれで終ります

○侯爵大久保利謙君 第五十二條、是は一番重要な規定であります、此の意味が分りませんが……、文句がなかなかはつきり能く分らないやうな所があります、「學術の中心として、廣く知識を授ける」、此の「學術の中心として」と云ふ意味は分るやうな分らないやうな文句ですが、もう少し具體的に

○政府委員(鈴木寧弘君) 大學院はますます大學には専攻科を認めないと云ふやうな意味はないでございますが、併し大學院を置かぬ大学に今申されましたやうなことはあり得ると思ひます

○坂口康藏君 さう致しますと云ふと、自然に此の大學に、值打と云ひますか、あの大學は大學院を開けるだけの價値のある大學だ、或大學はさう云ふことの値打がないと云ふことになつて、自然にそこに大學の價値に付て差別が起る譯であります、是は已むを得ない或は或程度當然かと思ひます、が、今度そこを卒業しました者が大學院に入ります場合に、其の大學生に附屬して居る大學から卒業生は入り易いけれども、外の大學生から來た者は入りにくいと云ふやうなことが起りがちではないかと思ひますが、それに付てはさう云ふこととも大學設置委員會の方で御考慮になつて居りませうか

○政府委員(鈴木寧弘君) それは教授研究し」とあるのは、教授をし研究をして云ふ意味ですか、或は教授研究と云ふ一つの言葉ですか

○政府委員(鈴木寧弘君) 御説のやうに、只今大學に付ては或は職員組合、或は學生運動等が起りまして、甚しき

○政府委員(鈴木寧弘君) それは教授研究と云ふことが一體となつて、教授研究と云ふ場合は直接で、區別することが出来ない場合があると思ひましたので、

○侯爵大久保利謙君 前の「知識を授ける」と云ふのは一種の教授になりますが、あと又繰返されたのは、さう云ふ意味でお繰返しなつたのですね

○政府委員(鈴木寧弘君) 左様であります

○侯爵大久保利謙君 それから此の五十九條の教授會のことに付きましては、先程も色々御話がありましたが、

○侯爵大久保利謙君 其の點はつきり伺へれば結構です、有難うございました

○伯爵橋本實斐君 今御話が出ましたことに關聯致しますが、近來學生が學校行政に迄携つて行かうと云ふ傾向がござりますが、文部省と致しましては、

○政府委員(鈴木寧弘君) 私の申上げ方が悪かつたかと思ひますが、學生が

○政府委員(鈴木寧弘君) 学校の行政にタツチ致しまして、將來と雖も明確

○侯爵大久保利謙君 其の點は堅持して行く積りであります、唯此處に規定致しましたのは、

○伯爵橋本實斐君 さう云ふことは執らないと云ふことを

○政府委員(鈴木寧弘君) はつきりして置く必要があるのぢやないであります

○侯爵大久保利謙君 いかと云ふことで教授會と云ふ規定をしたのであります、全然さう云ふことは認容すると云ふ態度を執つたことはないであります

○伯爵橋本實斐君 只今の御説明に依つて能く分りました、教授會のことに付ての立法の御精神は能く分りました、それから序でにもう一點伺ひます

○政府委員(鈴木寧弘君) が、六十一條であります、
「大學に

云ふやうなことを豫想されてのことと思ひますが、さう云ふ點に關して、今可なり現實の各大學では學生の間にも色々意見があり、其の爲に色々問題もあるやうであります、が、文部省の御方針としては、此處には別にさう云ふ規定の細かいことを御書きになることもないかと思ひます

○侯爵大久保利謙君 分りました、大

體はさう云ふ意味に解して宜しうございますね

○政府委員(鈴木寧弘君) はい

○侯爵大久保利謙君 それから「教授

研究し」とあるのは、教授をし研究を

云ふ一つの言葉ですか

○政府委員(鈴木寧弘君) それは教授

研究と云ふこととが出来ない場合があると思ひましたので、

○侯爵大久保利謙君 たの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふことを頻りに申して居りますが、只今の御答辯に依りますと、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませると云ふやうな傾向は、

厳に慎むべきであらうと思ふのであり

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

單なる一つの事実として、まあ已むを

思ひます、云ふやうな風に私は了解致し

ます、が、只今の御答辯に依りますと、

たのであります、が、文部省としてはそ

んな温い態度を執つて戴いたのでは、

我にさせられては塘つたものぢやない

と云ふことを頻りに申して居りますが、

た、是は誠に實情であります、勉學

を專一とする學生に學校行政にまでも

頭を突込ませ

で終ります

○子爵田中薫君 八十三條の最後の所

ですが、各種學校に對する監督廳と云ふのは何處になるのでありますか

○政府委員(剣木亭弘君) 各種學校に對する監督廳は、都道府縣が監督廳に

なる譯でございますが、唯八十三條の成定める」とござりますのは、矢張り百六條に依りまして、當分の間文部大臣と致して居るのでございます

○子爵田中薫君 もう一つ伺ひたいの

であります。が、從來各種學校に對する認可の制度は、各府縣で行はれて居たのであります。が、非常に府縣に依つて其の基準がまちまちで、或縣では、非

常に詰らないもの迄認可を受け、或縣では、相當高いものでなければ認可が受けられない。と云ふやうなことがあつたのであります。餘りそれが亂脈であつて不統一であつたやうに考へます。が、今後さう云ふ點に付て、どう云ふ風に御考へでありますか、それから

もう一つは、認可を成るべく取らせる

と云ふ御方針なのでせうか、それは自由に委せて置くと云ふ御方針なのです

か、或場合には、從來は、認可を取る

と、非常にやかましい監督を受けなけ

ればならないから、認可を取らない方

がいゝだらうと云ふやうな風に、監督

廳が獎めたりした場合も隨分あるやう

に思ひます。さう云ふ點に付ては、ど

んな風に本省としては御考へですか

○政府委員(剣木亭弘君) 各種學校に對する府縣の認可に付きまして相當

まちまちであると云ふ御尋ねでござりますが、此の點に付きましては、大綱

に付きまして、各種學校に關し一般的な事項は一應監督廳が決めて、さう全國的に凹凸がないやうに致したいと思ひます。が、併し此の前に申しました成る譯でございますが、唯八十三條の成定める」とござりますのは、矢張り百六條に依りまして、當分の間文部大臣と致して居るのでございます

○子爵田中薫君 従來は都道府縣を經て文部省に申請して、文部省が認可されるやうな形になつて居りましたのであります。が、從來各種學校に對する認可の制度は、各府縣で行はれて居たのであります。が、非常に府縣に依つて其の基準がまちまちで、或縣では、非常に詰らないもの迄認可を受け、或縣では、相當高いものでなければ認可が受けられない。と云ふやうなことがあつたのであります。餘りそれが乱脈であつて不統一であつたやうに考へます。が、今後さう云ふ點に付て、どう云ふ風に御考へでありますか、それから

もう一つは、認可を成るべく取らせる

と云ふ御方針なのでせうか、それは自由に委せて置くと云ふ御方針なのです

か、或場合には、從來は、認可を取る

と、非常にやかましい監督を受けなけ

ればならないから、認可を取らない方

がいゝだらうと云ふやうな風に、監督

廳が獎めたりした場合も隨分あるやう

に思ひます。さう云ふ點に付ては、ど

んな風に本省としては御考へですか

○政府委員(剣木亭弘君) 各種學校に對する府縣の認可に付きまして相當

まちまちであると云ふ御尋ねでござりますが、此の點に付きましては、大綱

に付きまして、各種學校に關し一般的な事項は一應監督廳が決めて、さう全國的に凹凸がないやうに致したいと思ひます。が、併し此の前に申ました成る譯でございますが、唯八十三條の成定める」とござりますのは、矢張り百六條に依りまして、當分の間文部大臣と致して居るのでございます

○子爵田中薫君 従來は都道府縣を經て文部省に申請して、文部省が認可されるやうな形になつて居ましたのであります。が、從來各種學校に對する認可の制度は、各府縣で行はれて居たのであります。が、非常に府縣に依つて其の基準がまちまちで、或縣では、非常に詰らないもの迄認可を受け、或縣では、相當高いものでなければ認可が受けられない。と云ふやうな形になつて居ましたのであります。が、今後さう云ふ點に付て、どう云ふ風に御考へでありますか、それから

もう一つは、認可を成るべく取らせる

と云ふ御方針なのでせうか、それは自由に委せて置くと云ふ御方針なのです

か、或場合には、從來は、認可を取る

と、非常にやかましい監督を受けなけ

ればならないから、認可を取らない方

がいゝだらうと云ふやうな風に、監督

廳が獎めたりした場合も隨分あるやう

に思ひます。さう云ふ點に付ては、ど

んな風に本省としては御考へですか

○政府委員(剣木亭弘君) 各種學校に對する府縣の認可に付しましては、相當程度の規模なり内容がある場合にのみ各種學校と名付けることが出来ると思ひます

○政府委員(剣木亭弘君) 各種學校に對する府縣の認可に付しましては、相當程度の規模なり内容がある場合にのみ各種學校と名付けることが出来ると思ひます

○佐々木惣武志君 少し詳いやうであり

ますが、例へば一年を三期とか四期に

分けて、其の一期で以て一通りの講習會を終るやうなものは各種學校に入りますか

○政府委員(剣木亭弘君) 大體さう云ふ場合は入らないと考へられて居ります

○伯爵宗武志君 只今の御答辯非常に御丁寧に有難うございました。此の問題に付ては是で終ります

○佐々木惣武志君 附則ですが、附則の第百一條「從前規定による學校の卒業者の資格に關し必要な事項」とあります

○伯爵宗武志君 先程の橋本伯爵の御尋の中に入つて居るかも存じませぬが、各種學校と云ふのは、是から申上げますやうなものは各種學校に入りますが、例へば私は語學の教授の看板を掲げて、若しそれが各種學校であります。が、今後さう云ふ點に付て、どう云ふ風に御考へでありますか、それから

○政府委員(剣木亭弘君) 講習會などは各種學校に入らないと思ひます

○伯爵宗武志君 若し一定の場所を、定期的に時々使ふと云ふやうな場合に、講習會のやうなものでも各種學校に入るのですか

○政府委員(剣木亭弘君) さう云ふ場合に入らぬと思ひます

○政府委員(剣木亭弘君) 宗教團體で日曜毎に

何かを教へると云ふ風な場合は、各種學校に入りますか

○政府委員(剣木亭弘君) 日曜毎に教

へると申しましても、其の教へる規模とか内容等に依つて相當違ふと思ひます

○子爵田中薫君 ちよつともう一つ先程の所で伺ひたいのですが、各種學校

面行く爲に必要な資格ですな……

私は是で宜しくござります

○子爵田中薫君 ちよつともう一つ先程の所で伺ひたいのですが、各種學校

の認可の問題ですが、認可をなるべく取れるやうに御指導なさるのです

○子爵田中薫君 ちよつともう一つ先程の所で伺ひたいのですが、各種學校

をちよつと忘れましたが、尙認可と云ふものは從来非常に喧しく言はれました

たのですが、今度の制度では認可と云ふものははどう云ふ風になるのか、認可

を取つた各種學校と、取らない各種學

校とはどう違ひますか、さう云ふやうなものは設立する時に、或ものは各種

学校としての認可を取つて居る、或も

のは取つて居らぬ、取つた者は例へば生徒の通學の定期の購入の便宜と云ふやうなことに關係して居りますが……

○政府委員(剣木亭弘君) 矢張り認可を取りました場合に於ては、例へば私立學校の租稅の問題でありますとか、色々々補助の問題でありますとか、色々の具體的の處分として之をなすと

個々の具體的の處分として之をなすと斯う云ふ風になるのでございませうか

○政府委員(剣木亭弘君) 規則的規程と云ふか、命令又は規程を定める」とあります。が、形式的に一として出すのか、或は個々の場合の一

般的規則とか何等かの命令と言ふか、規則的規程と云ふか、命令又は規程を定める」とあります。が、形式的に一として出すのか、或は個々の場合の一

千葉縣に農業會の經營する學校が一校だけ全國を通じましてあるさうでござります、他にはさう云ふのはないと思ひます。

○伯爵橋本實惠君 若し今後さう云ふ産業組合なり漁業組合等で學校類似のものを經營するとしても御認可になりますか、それを取締り……或は特殊學校になりますでせうか

○政府委員剣木寧弘君 第一條に掲げまする學校に付きましては、さう云ふ小學校を建てます時には、普通なら自由にさう云ふのを作れる譯であります。

○佐々木惣一君 全般に亘るやうな質問にまだ入つていけませぬか

○委員長(男爵今園國貞君) 是が終りまして願ひたいと思ひます。

○佐々木惣一君 宜しうございます。

○瀧川儀作君 百四條でございます、

「私立學校においては、前項の規定により委託を受けた義務教育については、授業料を徴収することができるない」是はまあ當然であります、私は立學校に委託する場合に無報酬でと云ふことですか、或は報酬を取つても宜い譯ですか、家賃と言ひますか、

○政府委員(剣木寧弘君) 委託致します、それから、出來るならば、第一條に關するやうな學校は大體文部省に一括して實は參りたいと考へて居ります

○委員長(男爵今園國貞君) 第八章以下に關しまする御質問は、外にございませんでせうか、それでは終つたものと考へまして、全般に亘り今迄御質問漏れて居りましたものに付きまして、御質問願ひます

して居るやうでもありますし、又全般的の問題としても考へられるのであります。が、從來文部省所管以外の學校が若干あるかと思ひます、商船學校は元文部省にありました、戰爭中、外に移つたやうに記憶して居ります、又將來例へば統計學校と云ふやうなものを或官署で作る積りだと云ふやうな話を聞いたのであります、さう云ふ風な學校は此の學校教育法とどう云ふ關係になりませうか、又もう一つは、是も只今あると思ひますが、遞信省で電氣通信技術の講習所、技術及び事務の講習所をやる、あゝ云ふ講習所と云ふやうなものは、見様に依つては學校と見られるのであります、さう云ふものは矢張り各種學校として此の法律で取扱はれることになりますせうか、其の點をちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(剣木寧弘君) 前の商船學校のことにつきましては、是は船員の養成と云ふやうなことから、實は戰時中文部省から一應移管になつたのでございますけれども、終戦後まだはつきり協議は致して居りませんが、近くやはり文部省所管に歸つて来るやうになる筈でございます、其の他の同じく國で作る學校でございましても、講習所と云ふやうなものは、一應矢張り各種學校として取扱ふことになると思いまい

○佐々木惣一君 全般に亘るやうな質問にまだ入つていけませぬか

○委員長(男爵今園國貞君) 是が終りまして願ひたいと思ひます。

○佐々木惣一君 宜しうございます。

○瀧川儀作君 百四條でございます、

「私立學校においては、前項の規定により委託を受けた義務教育については、授業料を徴収することができるない」是はまあ當然であります、私は立學校に委託する場合に無報酬でと云ふことですか、或は報酬を取つても宜い譯ですか、家賃と言ひますか、

○政府委員(剣木寧弘君) 委託致します、それから、出來るならば、第一條に關するやうな學校は大體文部省に一括して實は參りたいと考へて居ります

○委員長(男爵今園國貞君) 第八章以下に關しまする御質問は、外にございませんでせうか、それでは終つたものと考へまして、全般に亘り今迄御質問漏れて居ましたものに付きまして、御質問願ひます

○佐々木惣一君 今迄漏れて居つたかどりませぬが、ちよつと三點程伺ひたいと思ふのですが、學校を設立するの問題として、其の種類に拘らず、法律に定められた者が法人であつて、其の設立した學校と云ふものが又更に法人でなくちゃならぬと云ふ場合があるのですが、さう云ふことは一切ない譯ですか

○政府委員(剣木寧弘君) 舊來學校即ち法人と云ふ考へ方があつた譯でございまが、今度の建て方と致しましては、一切學校設立者、事業主體は矢張り法人でございまして、學校は其の事業と云ふ風に、全部を統一して考へて居るのでござります。

○佐々木惣一君 さうすると、學校自身はもう法人でなくとも宜いのですね、學校の種類によつては……、さうだと、非常に弊害を生じやしないか、經營者が色々の場合に於てそれに干渉するやうな事情が多くなりやしないかと心配するのですがけれども……、御解釋は分りません、それからもう一つは、學校の教員の待遇のことですが、是は身分法とか或は待遇法とか云ふものが出来るので、今後十分其の點は研究して行きたいと思ひます。

○佐々木惣一君 今度は教員の養成のことですが、それは初めにちよつと御伺ひ致しましたけれども、教員は大切だ、従つて之を養成することが重大だ、教員になり手が段々少くなる虞があると云ふやうなことがあつて、特に教員を養成すると云ふことに付て……、

○佐々木惣一君 今度は教員の養成のことですが、それは初めにちよつと御伺ひ致しましたけれども、教員は大切だ、教員になり手が段々少くなる虞があると云ふやうなことは別と致しまして、例へば大學の教授、それからして高等學校及び中學校、小學校の先生方と云ふやうなのは、假へば官吏、官吏の場合は例へば一級、二級、三級、さう云ふやうな風に大體分れるかと思ひますが、併しそに付ては、斯う云ふ學校の先生は、一級、二級、斯う云ふ學校の先生は二級とか三級とか、さう云ふことは區別をせぬと云ふ考であるか、それだけを御尋ね致します。

○政府委員(剣木寧弘君) 此の點に付きましては、内閣に設置されました教育刷新委員會の特別委員會に於きましたが、その點では文部省とし

て、教育刷新委員會の御趣旨は能く分りませぬが、學校を設立するの問題として、其の種類に拘らず、法律に定められた者が法人であつて、其の設立した學校と云ふものが又更に法人でなくちゃならぬと云ふ場合があるのですが、さう云ふことは一切ない譯ですか

○佐々木惣一君 今迄漏れて居つたかどりませぬが、ちよつと三點程伺ひたいと思ふのですが、學校を設立するの問題として、其の種類に拘らず、法律に定められた者が法人であつて、其の設立した學校と云ふものが又更に法人でなくちゃならぬと云ふ場合があるのですが、さう云ふことは一切ない譯ですか

○政府委員(剣木寧弘君) 此の點に付きましては、内閣に設置されました教育刷新委員會の特別委員會に於きましたが、その點では文部省とし

さう云ふことは是非止めなければいけない、又入学試験等に付ても、日本の入学試験はペリフエリーの問題を捉へて、根本的な問題を逃して居る、従つて日本の學生と云ふものはペリフエリーの問題の豫備と云ふことに全力を注いでしまふから、本當の學問を研究し、又それを應用する能力に乏しいのだ、是は日本の教育の缺陷である、斯う云ふ點で、もつと科學的に十分整備致さなければならぬ、日本人は教育に對して餘りメトーデンシな研究をして居ない、大體直感に頼つて居る傾向が強い、それは教育を大成する所以でない、平均的な、大量の實驗的、統計的研究をして、それに依つてそれを應用する際に各個人の持つて居る直感と云ふものを働かせなければならぬ、大體斯う云ふやうな趣意で非常に自信を以て力説して居るやうであります、事實はどの程度に進んで居るのか、はつきり分りませぬけれども、さう云ふことを言はれて見ますと、日本に於ける教育學とか、或は教育の實驗とか、或は心理學的な研究方法とか云ふやうなものに、相當非科學的な要素も多いのではないか、反省させられるやうなことも多々あります、さう云ふ一種の自信を持つて我々に忠告をして來て居るのでありますから、之を無下に無視することも出來ませぬので、我々は謙虚な態度で、さう云ふ人からも教はりたいと思つて居ります、さう云ふ點がまだ解決せずに殘つて居りますので、大學の設立が二十四年の豫定になつて居りまするが、それ迄の間に相當研究も致しまして、刷新委員會の指摘された缺陷は私共も十分肯けることでありますし、片方の側の意見

にも尊重しなければならない點もあると思ひますので、何か其の間に解決の途があるのでないかと考へて居ります、併し是は私個人の意見であります。文部省の公示の決定ではございませんぬけれども、御尋に對して御参考迄に申上げて置きます。

○佐々木惣一君 能く分りました、教員の養成と云ふことが重大であることは言ふ迄もないのですが、師範教育がいけないと云ふことは、昨日色々御話があつて私も能く分つたのであります。それは現在の師範學校の教育がいけないと云ふことでありませうか、或は先生を養成する爲の特別の教育が一般にいけないと云ふことでせうか、先生と云ふものを特に養成すると云ふことが一般にいけないと云ふ建前で、今の師範教育令がいけないと云ふならば、之を廢止して、今仰せのやうに他の學校を設けて、先生を養成すると云ふやうなことになつても、いけない結果になるかも知れませぬ、それで是と別に、陸軍士官學校みたいに、特に先生だけを養成すると云ふ、さう云ふ特別の學校を設けるのではないけれども、従つて普通の高等學校とか、大學等の教育であるけれども、先生なる者に對してはそれが爲に必要な所の知識とか、或は又何と申しますか實驗とか、さう云ふことをやらせて、それで教育すると云ふやうなことと又別の考へ方があるかと思ひますが、そこはどちらが良いか私ら素人でありますから分りませぬが、今師範教育をやめてしまふと云ふことでなしに、特に一般に教員を養成すると云ふだけの目的の學校と云ふものを作らずに、一般的の學校の教育に、更に先生になる人に對して

と云ふことを附加へるだけでは、教員の養成が出来ないと云ふ御考でせうか○政府委員(日高第四郎君)其の點少し曖昧でもござりますけれども、大體教育刷新委員會の御意見は、委員に依つて多少御意見は違ひやうでありますけれども、主として從來の日本の師範専門學校にした時でも内容的には十分改善されて居ない、それであるからして、あれを所謂大學昇格と言つたやうなことにして、從來の缺陷を到底防ぐことは出来ない、それであるからして此の際は所謂形式的な昇格と云ふやうなことは目も呉れずに、さう云ふ考をやめなければいけないと云ふのが主であつたやうに私は解釋致して居ります、併し其中には同時に、教員になる者だけを集めて教育すると云ふことは眼鏡が狹くなつて、人間的な一般的な關心と云ふものが非常に薄れるからして、出來れば、何になるか分らない、若し教員になる者は、大學とか、綜合大學に於ても、或は單科大學に於ても、教育學とか、教育の實習とか、實驗とか云ふやうなことをやらせれば、一定の単位を取つた者に教員の資格を與へると云ふ風にしたら宜いだらうと云ふ御注意であつたやうに記憶致して居りますが、一體果して非常に澤山必要である教員を確保することが出来るかどうか、疑はしいと思ひます、矢張り教師の養成學校と云ふものは、内容は別とて政府としてはどうも必要なんではないかと云ふやうに、是は私個人の考

○佐々木惣一君 能く分りました、私は是で質問は打切ります。
○伯爵橋本實斐君 ちよつと第二條の解釋に疑問の所が残つて居りますので伺ひます、此の學校を設け得る者は、國、地方公共團體及び別に法律で定める法人のみが設置することが出来ると云ふ……此の法人の中には外國法人も入つて居りますか、將來どう云ふ風に御定めになりますか、私の伺ひたいことは、外國人も學校を經營出来る、此の外國人と云ふ中には外國法人も入つて居るのですが、斯う云ふことに付て伺つて見たいのですが……
○政府委員(剣木弘君) 然に「別に法律で定める」と書いてございますのは、此前も申上げましたやうに、大體此の學校法人法と云ふやうな特別の法律を豫定致して居るのでございまして外國人と雖も矢張り此の法律に定めます學校を作る場合には、將來の問題と致しましては、其の特別法に依る法人を先づ作りまして、其の法人が此の學校を經營すると云ふことになると考へます、併し附則でも書いてありますやうに、暫定的には是は現在の民法に依る財團法人と云ふことに致して居るのでござります。

いと云ふやうな人が來るだらうと思ひます、又北米合衆國のみならず、其の他イギリスにしろ、フランスにしても來るのはないかと存しますが、さう云ふ風なことは今から豫想して御置きになつて、此の學校教育法を御設けになりますに付きましては、さう云ふ事例が將來多く生ずるだらうと云ふことは、今から御覺悟になつて、學校法人法なるものには是からの事態に應じて困らないやうな規定を設けて御置きになることを、特に御許文申上げて置きます

の時間を國語の教育に使つて居る課題で、それと云ふのは、漢字を覚えると申しますが、そればかりでなく、此の前に私もちよつと觸れましたやうに、教はつた其の文字を十分に使ひこなすことが出来ないと云ふことが從來の日本の少年青年の大きな缺點になつて居る、それが自然國民の文化的水準を高めることが出来なかつた原因であり、又高めようとすることに對しての大きな障礙になつて居るかと思ひますので、將來に於ては矢張り此の漢字の重荷から避けられるやうに、ローマ字を採用すると云ふことが非常に必要なことである、之を餘程今度の義務教育に於て重要視しなければならないと思ふのですが、此の點に付てどう云ふ風な御方針でありますか、そこを一つ伺つて置きたいと思ひます。

きますので、甚だ遺憾に思つて居りますが、私と致しましては、日本語をローマ字で書き現はす爲には、日本語の文法に適つた綴り方を探るのが至當であると思ひます、日本語をローマ字で表はすことは、外國人の爲にしてやるのぢやなくて、日本人の爲にするのでありますから、日本の國語の文法に適當したものを探らなければならぬと私は思つて居ります、又過日日本タインズに投書しました或アメリカ人の投書に依りまして、自分はアメリカ人として日本式のローマ字で日本語を勉強したが、却つて其の方が都合が好かつたと云ふやうなことを投書して居ります、さう云ふ點から見ますと云ふと、外國人が日本語を習ふにも、日本式乃至は訓令式、文部省で定められました方式の方が宜いと私は信じて居ります、近頃此の問題が大分又色々な妙な方向に向つて居るやうであります、過日の御話の中にあつたかと思ひますが、之に付ては使節團の報告書にも、研究機關を設けて研究することを推奨して居るやうでございますから、さう云ふ御計畫があると思ひますが、唯斯う云ふ問題はどうか合理的に御取扱になつて、何も其のこととに深い考のない者の言ふことは、大勢が言ふからと云ふので、まあ民主的と云ふやうな名の下に、さう云ふやうな一般論に傾かなくなつて、それからもう一つそれに類したいやうに、あの文部省の訓令式と云ふものも、あれは隣分長い間の研究の結果あれに決まつたやうな譯であります、から、之に付てどうか政府に於ても御考慮を願ひたいと思ふ次第であります、是はちよつと附加へた私の希望であります、それからもう一つそれにも類したことで伺ひたいと思ひますことは、

度量衡の問題であります、是も過日統計法案が本會議で議せられました時に、どなたでありますか、議員の一辯では、何だか斯うあやふやなやうに思はれたのであります、それで今後の教育に於きまして、メートル法を主とせられるのでありますか、又は又尺度法を若干入れる、詰り將來の日本度量衡を或面に付ては、或年月の後には、メートル法に變へると云ふ方針を持つて居られるのでありますか、そこで一つ伺ひたいと存じます、從來國民學校で大分長い間子供がメートル法に慣れて居る、それが大人になつた時には、尺貫法と云ふものをさう重く見る必要もなからうと考へられるのであります、そのことを一つ伺ひます。

出来るだけ耳で聴いてはつきり分るやうな言葉に直すことを考へなければいけない、又それを直す爲にも、ローマ字に書き直すと意味が通じなくなるやうな點もあるかと思ひます、何しろ今の日本語の状態では、うつかりローマ字に書いては、曖昧になることを避ける爲に、特に關心を呼ぶと云ふやうな結果になりますので、其の邊に相當大きな困難があると思ひますけれども、出来るだけ教育上の負擔を軽くさせる爲に、ローマ字も時を藉して採用したならば宜いのぢやないかと云ふ風に考へて居ります、度量衡のことに付きましても、是も私一個人の考でありますが、先生の御話全く賛成でござります、惟か大正十一年かにメートル法を使ふが議會で決定したかと記憶致して居ります、其の後色々の事情で、一應子供達にはメートル法で以て教へて居まして、家庭なんかでも、父親母親の尺度と、子供達の尺度とが違ふ位にも一時なつて居たと思ふのであります、斯う云ふ點も矢張り合理的なシステムになつて居るものを探用することですが、將來の日本の教育の負擔を輕からしめて、内容を充實させる爲に必要ではないかと考へて居ります

い、どちらが宜いかと云ふことはないのです、自分勝手に書いて居りますけれども、但し此處ではさう云ふことに對しては矢張り文部省は何とか一定付きまして、ローマ字を何れの方式に依るのが宜いかと云ふやうなことに付て、色々議論があるやうですから、之に對しては矢張り文部省は何とか一定の方針を探られて、さうしてそこにどうせ議論はあるのですから、將來の爲に向けるやうな方針を御決めになつて戴きたいと斯う私は思ふのですがね、それから私はそれに關聯して、漢字の整理、假名文字の何と云ふか、整理といふか、何といふか能く分りませぬけれども、それも僕等は非常に賛成であつて、自分は實は此の間文部省の假名文字會でしたか何でしたか、一應發表した案を自分でやつて居る、處が是是非常に自分に取つては困難なんですが、さう併しながら從來の古いやり方ではない、將來の爲だから、國民の……、是からののは相當早く一定の方針で以て國民に對して示すとか云ふやうなことがあつた方が宜いと思ふのですが、さうせぬとぐちやくになつてしまひまして、今のメートル法でもさうです、おかしな話で、法律でちゃんと決まって居るにも拘らず、一部の反対で以て當分尺貫法を使ふと云ふやうなことで、其の時々にやるものだから、結局時間と無用の勞力を費したことになるのですから、どちらかと云ふと全く私自身は能く分らぬのですけれども、今の我の立場でなしに、我々がやればどうせ不便には決まつて居る、併し將來の國民に對する問題として、何とか文部省の方で適當な方針を御決めになつて、國民に知らせて戴きたいと、是だけのことを申上げて置きます

○政府委員(稻田清助君) 只今の御話のローマ字でござりまするけれども、新しい教育に於てローマ字用ひますことは、この機會を成べく早く致したいと思ひまして、先年來ローマ字協議會を設けまして、各方面の代表者の方と御協議を致しまして、一應暫定的に訓令式を基準と致しまして、それに標準式或は日本式をも加味して教へると云ふやり方を以て學校に通牒を致し、又それに基きまして教科書を目下編纂致して居ります、唯之に付きましては尙色々論議がありますことでありますので、來年度早々更に廣い範圍から委員を選びまして、此の問題を急ぎながら而も慎重に研究して參りたいと思つて居ります、それから次の國語の問題でございますが、御話のやうに既に當用漢字、それから現代かな遣ひを發表致しまして、官廳の公文用語に之を探用することに決定致しました、又此の中で、既に編纂中の教科書には其の線に沿うて出して居りますするけれども、教科書に於ては尙教育用漢字の限定と申しますか、さう云ふやうな措置が必要でありますので、目下それを致して居る譯であります、更に今度音訓整理を半ば進行して居ります、それ等が一應、主査委員會の手を離れますれば更に擴充強化致しました國語審議會に於て急速に御決定を願へることと考へて居ります、又關係官廳に於きましては、此の線に沿つて色々考へて戴いて居ります、例へば戸籍法の關係等に於きましては、司法省に於て其の點に付て色々御研究中であります

○佐々木惣一君 結構であります、私は是で終ります
○伯爵宗武志君 少し多岐に亘りますが御伺ひ致したいと思ひます、小学校から或は幼稚園から高等學校なり大學に至る一貫した教育を行ふ一つの學校と言つては語弊がありますが、一つの團體と云ふ風なものがあつた場合に、各々學長、校長は別々に定めなければならぬのでございませうか、如何でございませうか
○政府委員(鈴木義弘君) 矢張り各學校は一つの獨立學校でござりますかから、假令兼務でありますても、一應校長を置く必要があります
○伯爵宗武志君 例へば一例を申しますと、學習院と云ふものがございまして、是は今度宮内省の管轄を離れるところに院長は大學の學長も、それから高等学校長、中學校長、皆それを別々に兼ねなければならぬものか、或は別に部長と云ふ風なものを置いて宜いのか、斯う云ふ點に付て伺ひたいと思ふのですが……
○政府委員(鈴木義弘君) 矢張り第一條に掲げます學校毎に、一應假令兼任されましても、校長と云ふのは存在すべきだと思います
○伯爵宗武志君 了承致しました、次に第六十四條でございますが、此處に「公立又は私立の大學生は、文部大臣の所轄とする」とございますが、國立の大學生に付てはどうなるのでございませうか
○政府委員(鈴木義弘君) 國立のものに付きましては、是は當然まあ大部分のものは文部大臣の所管でございますが、國立のものが、國立のものでございましても、他

○伯爵宗武志君 次に學位のことについて伺ひたいのでござりますが、此處には斯ら云ふ博士其の他の學位、又は學士號なども決めてござりますが、之を今更私はどう斯うと云ふことは言はない積りでござりますけれども、一體從來の教育と云ふものは看板を取る爲の教育であった爲に、非常に實力本位と云ふことが幾處にされて居たと私は思うのです、寧ろ學位とか、學士號とか云ふ風なものは、私個人としては完全は無くしてしまつた方が宜いやうな考を持つて居るのでござりますが、斯う云ふ點に付て何か御考になつたやうなことがありますれば、少し御洩らしを願ひたいと思ひます。

○伯爵宗武志君　學位を置くか置かないかと云ふことは議論の外に致しましても、置くと致しますと、此の學位、例へば博士と云ふ場合に、何々博士と云ふ風なことを決めるのは、學校が決めるのか、或は文部省あたりで一定の規格を決めるのか、其の點に付てもちよつと伺ひたいと思ふのですが、例へば今經濟學博士と云ふやうな學位がございまして、昔はそれはなかつたので、皆法學博士でございました、併しこの時代の進展に伴ひまして、學問と云ふものは必ずしも一つの型に入れて分類さるべきものではなくなつて來るのではないかと思ふので、將來場合に依つては特別な學士號と云ふものが出来て來ると云ふ餘地があるやうに思ふのですが、さう云ふ場合に於て、相當其の粹に入れるか、或は相當自由にするのか、斯う云ふことに付きましても、是は又學士號に付ても關係のあることですけれども、御意見がありましたら伺ひたいのです

○政府委員(鈴木寧弘君)　從來は學位令に依りまして、或る大學で認められます所の博士號の種類に付きましては、其の教授會が博士號を出して宜いかどうかと云ふことを文部大臣が認可するやうな形になつて居つたのであります、従ひまして經濟學部に其の認可を致しますと、そこで認可された者が經濟學博士となつて居つたのであります、例へば各大學に今色々な學位の種類を制限しないで、どのやうな學位でも與へて宜いと云ふやうなこ

考慮して行きたいと考へて居ります
○伯爵宗武志君 次には先程荒川委員
が少し御尋になつた點でござりますけれ
ども、此の総合大學と云ふ點迄も、十分
題に付でちよつと伺いたいのですが、
從來の総合大學と云ふのは如何にも學
問を綜合する機關のやうに、其の研究
乃至教授の場合に於て綜合的にやると
云ふやうな意味があつて置かれたもの
ではないかと思つて居りますけれど
も、事實上は総合大學と云ふのは色
色な學部を唯くつつけただけで、其の
間に少しも連絡がないのでございま
す、それは學生が教へを受けると云ふ
場合にないばかりでなく、研究の方
でもないのをございます、まあ假に一
例を申しますと云ふと、文學部で發音
學と云ふやうなものを研究して居ります
す、さうすると又醫學部よりは單科大
學のやうなものの方が却て綜合的な
學問乃至教育が出來ると云ふ風な奇觀
には何等の關係がないのでございま
す、それで寧ろ総合大學よりは單科大
學のやうなものの方が却て綜合的な
學問乃至教育が出來ると云ふ風な奇觀
を呈して居つた、私はさう見て居る
のでございますが、或は間違ひかも
知れませぬけれども……そこで從來の
所謂綜合大學の弊を匡すと云ふ意味
に於て、例へば九州の法文學部のや
うなものは是は一種の新しい・綜合大
學……法科の方に偏つてもいけず、
文科に偏つてもいけない、中庸を得
た圓満な人間を作らう、さう云ふやう
な意圖の下に初めは作られたものだ
と、私はさう承知して居るのですが、
其の中に矢張り法科系統の方は法科系
統の力を、力と云ひますか權力と云ひ
ますか、さう云ふものを十分に立てた

にあると思ふのでござりますけれども、矢張り私の知つて居ります限りでは、單科大學よりは綜合大學の方が、人間として一般的な關心を持つ機會も多うございますし、學問の研究の上に於ても、單科大學よりは寧ろ綜合的な研究に便宜なんではないかと云ふやうに考へて居ります、無論綜合大學と申しますものが、内容的に本當に綜合的に研究活動をして居ると云ふことは申されないと思ふのでありますけれども、併し教授にしても學生にしても、自分の専門のことを研究して居る中に、同僚とか、或は同學の學生とかが接觸することに依つて、反省させられるやうなことが非常に多いのではない、かと云ふ風に考へて居ります、私が接觸しました單科大學の學長が、單科大學であるが故に、例へば自然科學の學問に付ては助言を求めることが出来ても、人文科學に付て疑問があつても、なか／＼助言を求めることがむづかしくて困る、學生も、例へば工業大學なら工業大學へりますと、人文科學的な學問に對しては全く進歩しないやうな狀態であつて、非常に獨斷的な結論に陥り易い、斯う云ふことは成るべく綜合大學的にしたいのであるからして、外の大學生との接觸若しくは結合が欲しいと云ふやうなことを言つて居られる方が大多數でありますと、私は矢張りユーバーシティと云ふ意味に於て、學問の研究としては便宜が多いのではない、かと云ふ風に考へて居ります。

時期が尙早であると云ふので、能く了承致しました、之に付きましては、私は十分に學校の特色を活かすことが出来るやうに一つ御骨折を願ひたいと思ふのでござりますが、一つの法學部なら法學部を出ますと、法學士と云ふ肩書が付きまして、一生の間法學士としては通用するけれども、大學を卒業後發達した其の人の能力と云ふものは、法學關係以外の能力と云ふものは、世の中でも少しも認められないと云ふ風なことにもなるのでございまして、斯う云ふことに付ても、例へば學士號を一律に決めてしまふと云ふ風なことに付ても多少疑問を持つて居りますけれども、少くとも大學に於ける研究が綜合的に爲される、さう云ふ機會を學生に與へると云ふことに、只今御答辯を伺つた所に依りますと賛成のやうでございますから、斯う云ふ點には一つ御努力を願ひたいと思ひます、第二の綜合大學と單科大學との問題に付きましては私の考が間違つて居つた、間違つて居つたと云ふのは、實は言ひ方が悪かつたのでございまして、此の點申し譯ないことでございますが、實は現在の綜合大學が十分綜合大學としての機能を發揮して居らない、寧ろ科を分けないで一つの大學生にしてしまつた方がいいのがやないかと云ふ風な、さう云ふ見解を申上げたのでございまして、併し私は科を分けると云ふことに反対して居る譯でも何でもございませぬ、さう云ふ綜合的な研究と云ふことをよく御考に入れて戴きたい、斯う云ふ希望が、別の點でござります、先達で戴きました高等学校の學科目の中なんでご

ざいますか、選擇教科に社會と云ふのがございまして、それに東洋史、西洋史、人文地理、時事問題などつて居ります、此の各科目を一人の教師が教へると云ふことは當然無理なことだと思いますので、恐らく分擔の先生が教へるのだと思ひますが、如何でございませうか
○政府委員(稻田清助君) 御話のやうに、東洋史、西洋史、人文地理、時事問題は別の先生が教へることになるだらうと思ひます
○伯爵宗武志君 必須科目の方を見ますと、唯社會と云ふのが出て居ります、是は先達で佐々木委員が御指摘になつた所でござりますが、此の必須教科の社會は誰が受持つのでございませうか、此の點は重複するかも分りませんが、もう一度……
○政府委員(稻田清助君) 必須教科の社會は、是はまあ小學校、中學校、高等學校と進みますに従つて、狀況があ多少違ふことを思ひます、小學校あたりでは恐らく一人の先生が持たれ、中學校或は高等學校の初學年あたりになりますと、社會の中で色々ユニットが運びますから、其の場合それに適する先生が二人或は三人で受持つことが出来るのでござります、此の中には色々な題目を取つてやつて居りますから、例へば其の中で生物に関するやうな分が強いと云ふ點に付ては、或は社會であつても理科の先生が出て來ると云ふやうなこともあらうと思ひます
○伯爵宗武志君 此の必須教科の社會の中には、道徳的な問題が多分に含まれて居ると思ふのでござりますけれども、さう云ふ問題が二學年、三學年の

方では多少は時事問題と云ふ風な所で觸れるかも知れませぬけれども、殆ど見えないやうに思います。此の點はどうなるのでございませうか。

○政府委員(稻田清助君) 御話の如く倫理、道徳乃至德目と云つたやうな問題は、小學校、中學校乃至精々高等學校の一年程度の社會迄で止つて居りまして、高等學校の高學年にはきましては、時事問題と云つたやうな面に付てさう云ふやうな問題が出て來ることになると思ひます。

○伯爵宮武志君 次に漢文の科目なんですが、是は少しどうも長くなつて相済みませぬが、漢文と云ふものは、從來も文部省の試験科目の中に國語、漢文並に外國語と云ふことが書いてございますが、漢文と云ふものは一體どの國の言葉であるかと云ふことを疑問を持つたことがあります。其の後色々考へまして、漢文と云ふものは結局國文と支那文と兩方含んで居るものである、例へば漢文で書かれた國文、それから支那文を國語式に讀んで行く漢文と、其の二色あるのぢやなからうか、それで前者は國語の中に入るものであつて、後者の方は、是は例へばギリシャ語を英語で以て讀み直すと云ふやうな、さう云ふ不自然なものであるから、是は中國語科の中に譲つて然るべきものぢやないか、斯う云ふ風な考を以て、其の意味に於ての漢文抹殺論と申しますが、さう云ふものを再び持つて居るのであります。が、從來漢文の支持者の中には、漢文は日本精神を作ると云ふ風な意味で之を支持して居られた方もありますけれども、漢文が人格教育の唯一の源泉でないと云ふ風なことは是は明かなことなんで、

今更に漢文が持ち出されるのはどう

云ふ譯でございませんか、是は私にはちよつと分りにくいのでございます

が……

○政府委員(稻田清助君) 我が國文化

の中に一つの大きな流れを成して居ります

東洋思想と申しますか、或は東

洋古典と云ふやうなものを學生生徒に習熟させることは、まあ必要なことだと私考へて居る譯であります、唯

一面漢字制限等の關係もありまして、生徒の學習負擔を輕からしめると云ふやうな見地もございますので、新しい中學に於きましては、漢文其のもの或は書き下し文等を教へないことに致しまして居りまして、唯國語の中でさうした東洋の思想であるとか、東洋の古典であるとか、或は又支那大陸の人情風俗と云ふやうなものを日本文で現しまして、八學年、九學年即ち中學の二年三年に於て、國語の中で習得せしめると云ふことに致して居ります、それで高等學校に入りましてからは、只今御覽のやうに漢文と云ふ科目が選擇科目としてある譯であります、是は選擇科目でありますから、さうした文科的な面を基礎的に強くやうと云ふ學校に於てはまだ最初から書き下し文等でなく、返り點、送り假名を付けた漢文から普通の漢文に進むと云ふやうなことを考へて居ります

○伯爵宗武志君 漢文で東洋思想の何かと云ふことを教へる、一應尤ものやうでありますけれども、抑々東洋思想と云ふのが、何か日本の思想と支那の思想と印度の思想と同じやうなものだ

と云ふ風な漠然とした考があつて、從來日本人の倫理的な教養がうまく出來

なかつたのぢやないか、私はさう云ふ

風に考へて居る、それから又例へばイギリスの風俗、習慣を學ぶには、日本語で學んでもいゝし、更に進んで學ぶに

はイギリス語其のものを以て學ぶべき

で學んでもいゝし、更に進んで學ぶに

曰く「何々と云ふ風に讀むよりは、寧ろツ・エエ何々と云ふ風に讀んで行つて居りますが、是は議論になります

から、是以上は申しませぬ、それから次に伺ひたいのは、小學校、中學校の方でござりますが、此の擔任は學級擔任でござりますか、其の點に付て……

○政府委員(稻田清助君) 小學校に於ては學級擔任と云ふ恰好になつて参ると思ひます、唯高學年に於きましては、從來専科教員等を置いて居りましたが、學科目に依つては學級擔任以外の先生も出て来る、中等學校に於ては學科擔任と云ふことに致して居ります

○政府委員(稻田清助君) 小學校に於ては學級擔任と云ふ恰好になつて参る

と思ひます、唯高學年に於きましては、從來専科教員等を置いて居りましたが、學科目に依つては學級擔任以外の先生も出て来る、中等學校に於ては學科擔任と云ふことに致して居ります

○伯爵宗武志君 教員の資格に付てで

すが、今教員の再教育と云ふことが頻りに言はれて居りますが、具體的には是はどう云ふことになりますか

○伯爵宗武志君 是は高等學校以上の範圍に付ては關係ないのでござります

か

○政府委員(日高第四郎君) 新制の中學校の教員に付きましては、現在の高等学校若しくは中學校の教員免許状を持つて居る者、青年學校の高學年を教へて居る者、國民學校の高等科の教員で採用することにして居ります、不足の場合には、高等學校若しくは專門學校の卒業生以上の者であるならば採用しても宜いと云ふやうな標準で手順が出来て居ります

○伯爵宗武志君 漢文で東洋思想の何かと云ふことを教へる、一應尤ものやうでありますけれども、抑々東洋思想と云ふのが、何か日本の思想と支那の思想と印度の思想と同じやうなものだ

と云ふ風な漠然とした考があつて、從來日本人の倫理的な教養がうまく出來

たならば假の免許狀を與へまして、そ

れから再教育の途を立てゝ、それを眞面目にやつた者に付ては正式の免許狀を與へると云ふ方針でやつて居ります

す、再教育の方針に付きましては、大體校長、教師其の他主だつた者には比較的短い期間に、新しい學校教育の方針や、教科課程等に付ての講習を致しまして、中堅の者には、はつきり覺えていますが、是は議論になります

から、是以上は申しませぬ、それから次に伺ひたいのは、小學校、中學校の方でござりますが、此の擔任は學級擔任でござりますか、其の點に付て……

○政府委員(稻田清助君) 免論基準は

面接的短い期間に、新しい學校教育の方針や、教科課程等に付ての講習を致しまして、中堅の者には、はつきり覺えていますが、是は議論になります

から、是以上は申しませぬ、それから次に伺ひたいのは、小學校、中學校の方でござりますが、此の擔任は學級擔任でござりますか、其の點に付て……

○政府委員(稻田清助君) 免論基準は

の使い方に付て伺ひたいのであります

すが、勿論標準語と云ふものに重きを置くだらうと云ふことは、私も想像致しましたが、方言に付きましては、大

幅な態度を御持ちになりますか、文部省として……

○伯爵宗武志君 有難うございましたが、尙言葉の使ひ方に付て、例へば五十七條の三行目に「精深な程度」と云ふ連続的な再教育の講習會、それから討論會、さう云ふやうなものをする計畫であります、是は東京、京都、仙臺、福岡、札幌、岡山、大體六箇所位に集めて講習をするのと、それから各地方の師範學校、専門學校等を借りまして、そこで再教育の講習會のやうなものを受ける、さう云ふ計畫を一應立てゝ居ります、それを満足に出席し、又満足に講習を終へた者に對して正式の免許狀を與へると、斯う云ふ計畫を立てゝ居ります

○伯爵宗武志君 五十八條に「學生を教授し」とあります、私は能く吞み込めないのであります、教授と云ふのは學生に何かを教へると云ふこと

とを十分考慮致しまして、標準語と區別し、誤りない程度に於てそれ／＼の

地方の方言等は、年次が上になりますと混同を生じますけれども、矢張り理解せしめることは宜からうと思つて居ります

○伯爵宗武志君 五十八條に「學生を教授し」とあります、私は能く吞み込めないのであります、教授と云ふのは學生に何かを教へると云ふこと

「に教授し」と同じ意味に解釋して宜しうござりますか

○政府委員(稻田清助君) に對して教へる意味であります

た、尙言葉の使ひ方に付て、例へば五十七條の三行目に「精深な程度」と云ふ

言葉がありますが、詳しく述べたら宣かりさうなものと思はれます、「精深」ではちよつと意味が分らない、或は又「所屬職員を統督する」、「統督」と標准語を教へることでござりまするけれども、兒童、生徒は社會人としてそれともちよつと分らない、國語を整言つてもちよつと分らない、國語を整理して、ローマ字で書いても意味が分ると云ふやうな意味の日本語を主張されると云ふやうな意味の日本語を主張される文部省の態度としては、私は腑に落ちない、是だけ申上げて私の質問を終ります

○委員長(男爵今園國貞君) 是で御質問は終了したと認めて、討論に移ることにして御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(男爵今園國貞君) 御異議ないと認めます、それでは是より討論に移ります

○伯爵橋本實斐君 私は學校教育法案を昨日以來諸先輩から隨分縝密に御検討になつて居りますが、一應は是より仕様がないのぢやないかと云ふ感じが致します、と申しますのは、從來明治教育に於きましては隨分詰込み主義の教育が日本を毒して參りました、其の結果、學校では隨分時間を掛け習つたことが、卒業して見ると本人に残つて居ない、是が從來の弊害であつたのです。恐らく是はアメリカ流の學制に進んで行くのであらうと存じます、此の制度に依つて詰込み主義の弊が除かれ、多少全般的には教育の程度が落ち

卒業生が殆ど學んだものは自分自身に付けて行くと云ふ結果が之に依つて生じ得るならば、是は日本の將來の發展に隨分資することになるかと存じまして、此の點を、まあ新らしい試験でありますから非常に危みながらも、さう云ふことを希望して置きます、併し一面に於きまして、之を以て彼の英國に於けるやうに人物を作ると云ふことに果してなるだらうかと云ふことに付きましては、全然私は、知識的な人間は出来るでありますけれども、所謂英國流の從來の人間を作ると云ふことに果して是でなるかどうか、是は實驗を經て見なければ分らぬ、斯う云ふやうな心配も抱いて居るのであります、是は自分のことを申上げて誠に恐縮であります、嘗つて私はドイツの病院に居りまする時に、ドイツ人から聞きましした述懐を、ちよつと御紹介を許して戴きますと、第一次歐洲戰争に依つてドイツはあゝ云ふ風に敗れた、併しどイツは隨分學問を以ては自負して居る國である、然るにドイツの相當有名な上流の人達は、何故にドイツが此の第一次歐洲大戰に英國に敗れたかと云ふことは、學問に於て敗れなかつた積りであるけれども、人間を作る云ふ點に於て敗れた、今後はドイツも人間を作ることに重きを置かなければならぬから、ドイツの學校に子弟を送るよりも、英國の學校に子弟を預けよう、斯う云ふことがドイツの當時の上流の家庭の流行になつたと云ふことを聞きました、ドイツは御承知の通り、明治初年に於て日本がフランスの學制を學び、其の次にドイツ流の學制に進んだのであります、其のドイツの先生か

ら學んだ明治教育があの結果を來したのでありますから、此の戰敗を期と致しました時に於て、新たな學制を仕立てゝ進まうとすることは一應肯けるのであります、併し只今申上げましたやうに、是は今後の實驗に係ることでありますして、非常に私は一面に於て樂みを持つと共に、懸念を持つて居ります、此の懸念がどうぞ起りませぬやうに、實力を國民が持つと同時に、國の役に立つやうな本當の人間が出來ることに、此の學制を運用して戴きたい、斯う云ふ希望を附しまして、私は本法案に賛成致します。

提案になつて居り、當分の間、當分の間と云ふやうな條項も附則等には澤山あります、何れ又は修正せられる時期があると思ひますから、其の修正される時期には寧ろ第一項だけお削りになる方が宜いのではないか、此の儘お削りになつた所で少々妨げないと思ひますから、それだけの希望を述べまして、賛成の意を表します。

○荒川文六君 私も此の法案の、成立に賛成する者でございまして、尙其の運用に付きましては、今兩委員の方から御述べになりました所と全然同感でございまして、繰返しませぬ、私は唯希望として申述べたいと思ひますことは、第五章の大學に關することをございます、此の第五章は、質問の中にもちよつと申しました通りに、大學は數箇の學部を置くのが、大學の常例とせられて、單科のものは寧ろ例外のものと考へて然るべきものであらうかと思ふのであります、學部が數箇置かれますと、何れ其の學部にそれ／＼の長が出来るこになりますから、さうしますと、綜合大學の學部長と單科大學の學長と云ふものが相對應するやうなものになりますので、自然綜合大學の長となるものと區別する必要があるのではなからうか、現在に於てはさう云ふ綜合大學の最高の長となるのが總長と云ふ名が附けてありますと、單科大學は學長となつて居ると承知して居りますが、何も總長が上で學長が下と云ふ意味でなしに、兎に角さう云ふ區別を置いてあります五十八條には、先程から政府委員の御話にもありました通り、學長と云ふ名に統一すると云ふ御話であ

りましたけれども、寧ろ統一の必要が何處にあるか、寧ろ區別した方が宜からうかと云ふ意見を持つて居ります。其他先程宗委員からも申されました通り、從來の學部と云ふものは餘り、何と申しますか、互に離れて居りますし、綜合大學の實が掣つて居なかつた嫌ひが多いのであります、大學の運營に付きましてもさうで、其の點を十分綜合的の研究なり、綜合的の教育なりが出来るやうな方向に、之を御進めして戴くやうに希望して置きます、人物の養成と云ふやうな點から申しまして、綜合的研究が必要なことは非常に多いのですながらうかと思つて居ります、さう云ふ希望を述べまして此の法案に賛成したいと思ひます。

○佐々木惣一君 私も此の法律の成立に賛成致じます、唯私の賛成致しますのは、箇々の規定の是が宜いとかあれが宜いとか云ふことよりも、此の法律として、それも色々ありますけれども、賛成の意見を申して置きますけれども、さう云ふことよりも、此の法律と云ふものを全般的に見て、成立を欲するのであります、第一は是は結局小學校、中學校、高等學校、大學と云ふものは、全般的に通して見て、さうして何か茲に貫した或意圖、或目的を達しよう云ふことがあるかと思ひます、箇々の學校に付きましては小學校の目的、中學校の目的、高等學校の目的、大學の目的と云つたものは勿論と云ふものの唯さう云ふ箇々のものから見ることは誤りであつて、誤りか何か……不十分であります、私は矢張

り小學校を良くし、中學校を良くし、高等學校を良くし、大學を良くすると云ふことは、勿論それは間違ひないことをあります。が、同時に其の小、中、高、大學と云ふ全般を通じて、何か我國民との關係を一つ律しようと言ふ所に、此の法律の特徴が寧ろあると斯う考へまして、私の理解する所に依れば、第一に義務教育の年限を長くする、是は宜しい、更に進んで、出來得べく此の法律全般の價値を認める、個々によつて、高等學校は勿論のこと、大學教育をも興へたいと云ふ所に、私は寧ろ此の法律全般の價値を認める、個々のことになりますると云ふと、多少色々不賛成の所もありますが、さう云ふことは、言つて居られぬ、此の法案の成立に付きましては、さう云ふ全般的態度と云ふ方に重きを置くものだらうと思ひますから、それで義務教育を十分ならしめて、更に進んで出來得べくんば最高の教育迄も受けしめよう、それが爲には成るべく便宜を興へよう、其の全體的の精神に賛成する、それが非常に宜いと云ふことを諒として賛成する者であります、第二點と致しましては、本案の小學校、中等學校、高等學校、大學に至る道教職員と云ふものに、教育行政官に對して、可なり何と申しますか、獨立と言つて宜いですか、自己の獨立の意見を持つて仕事をなし得るやうな餘地を作らうと云ふ意圖が、兎に角見えて居る、是も私は法律を全般的に見て非常に賛成する所であります、此の兩面から主として私は此の法律に賛成致します、唯其の故にこそ、却つて此の法案の長所が或は非常に弊害を生ずるかも分らない、第一の長所たる所の、下から上迄成るべく、教育

を受けさせたいと云ふやうなことのみに拘泥致しますると云ふと、そこに無理が出来て、さうして學校自體のみならず、國民の方にも何か無理に自分の能力、知識上の能力とか財力的の能力に相應しない所迄やらなければならぬやうな氣風を、學生、生徒は勿論のこと、父兄にも與へるど云ふやうな弊が出來ないとも限らない、斯う云ふことを餘程御注意下されまして……、第二點は、教育家に獨自に働く餘地を與へたと云ふことから、從來に見ましたよりも、より多く教育行政當局との間に摩擦が起らぬとも限らないのであります、文部省と教育家の間に摩擦が起らぬとも限らない、從來に於きましたが、摩擦が起つたならば教育の任務は無論出來ないのであります、本法に於きましては、一層教育家と教育行政家と云ふものが相組んで一つとなつて、初めて此の法律の目的が達せられると思ふのであります、私自身は何時も、此の間も申しましたが、日本では相睨み合つて居ると云ふ所の弊害がある、各々其の職分に於て助け合ふと云ふ考を自分は持つて居りますが、從來は實際はさうでなかつた、處が此の法律は兩者の睨み合ひになりましたならば、是はとてもないことになると思います、運用上其の點に餘程御注意になつて……併し其の場合にはどうか教育行政當局でありまする文部省の假令行はれましても、矢張り何と云つても實際上は、所謂教員よりも教育行政の方方が力を持つことは疑ひない、其の進退、任免と云ふやうなことに關係して……、でありますから矢張

り或意味に於て弱いから、教員は、そで弱い者と強い者が本當に助け合ふと云ふことの可能なる爲には、より強き力を持つて居る者の方が實容な態度を持つと云ふことが必要である、それは總ての場合にあると思ひます、さう云ふ點に於きまして、相當に教育行政の方で御注意を下さいまして、さうして比較的弱い所の立場にある所の教員に生氣を失はしめることのないやうにして戴きたい、其の兩點を、前の長所から生じた弱點と云ふやうなことと相睨み合せまして……併し私は此の法律は非常に賛成する者であります、此の意味に於きまして賛意を表します

○子爵田中靈君 一言簡單に希望を述べさせて戴きまして、賛意を表したいと思ひます、此の法律案には、所謂カレッヂ・ライフを味はせる云ふ規定に付て具體的規定がないやうに思はれるのが、少し心配なんございます、それで從來の寄宿制度とか寮制度と云ふものの特徴、弊害などに付てても十分御検討を願ひたいと共に、私從來感じて居る點でございますが、學生が學内に於て授業時間以外に身を置く場所的な設備さへも一つもないと云ふやうな態勢では、學園内の、學園を家として其處に生活を持つと云ふことは殆ど不可能のやうに思ふのであります、それで斯う云ふ點に付きまして、どうぞ所謂設立の基準を御決めるなる委員會と云ひますか、さう云ふ基準を御決めになるやうな場合に、其の生活を持たせる爲の設備と云ふやうなものに付ても、一つ十分御検討の上に、成るべく其の設備を設けることが、當然設けるべきものだと云ふ風にして戴きたい、それ

を一つ私多年感じて居りますので申上げて置きます、其の他の點に付きましては非常に結構と思ひますから賛成致します

○委員長(男爵今園國貞君) 他に御發言がございませぬか、御發言は盡きたと認めます、仍て本案は政府原案通り可決せられました、是にて散會致します

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(男爵今園國貞君) 御異議ないと認めます、仍て本案は政府原案通り可決せられました、是にて散會致します

同 同 同
鈴木 亨弘君
柴沼 直君
日高第四郎君

出席者左の如し

國務大臣	國員長	男爵今園國貞君
政府委員	副委員長	伯爵宗 武志君
文部事務官	委員	候爵大久保利謙君
稻田		伯爵橋本 實斐君
		子爵北小路三郎君
		子爵内藤 政光君
		子爵田中 薫君
		平塚 廣義君
		佐々木惣一君
		荒川 文六君
		坂田 幸太君
		瀧川 儀作君
		清水 由松君
		坂口 康藏君
		羽田 享君
		男爵加藤 成之君
		男爵坂本 大造君
		候爵大隈 坂田 幸太君
		高橋誠一郎君
		信幸君